

第三日 平成三十一年三月十四日

開 議 午前十時〇八分

○議長（野呂日出男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号藤崎町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成三十年度藤崎町一般会計補正予算（第四回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定いたしました。

日程第三、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成三十年度藤崎町一般会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第四、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、議案第一号藤崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

人事院規則の一部改正にあわせて、勤務時間の上限を規則で定める、そういう内容に条例を変えたいという提案でありますけれども、具体的には、規則上は超過勤務の上限をどのように定めようというのを想定していらっしゃるのでしょうか。その点については、どういう内容になるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

お答えいたします。規則で定める内容につきましては、今後、県の動向を見ながら決めたいと思いますが、国では、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員にあっては、一ヶ月百時間未満、一年で二百時間というふうに定めようとしております。

また、他律的業務以外の部署に勤務する職員にあっては、一ヶ月四十五時間、一年で三百六十時間というふうな内容で改正する予定でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

他律的業務に主としてという意味だと思うんですけれども、職員でも災害対応だとか、或いは又、申告期間の税務課

職員だとか、やむなく残業をせざるを得ないということですがけれども、他律的業務というのは、素直にどういうふうに解釈すればいいのか。藤崎町においては、該当する業務職員というのはいるのかどうか。病院の看護師がいないから、いないのかなと思いますけれども。他律的業務の内容、解釈についてお知らせ下さい。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

他律的業務の考え方でございますけれども、自分で残業の時間をコントロールできない。例えば、国であれば国会対応ですとか、そういうことから言いますと、私どもの事務としては、災害対応、又は、税務課の集中的な申告時期、会計検査によって書類等の整理が必要だと。そういうことが考えられると考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ここに休暇等に関する条例の一部という、タイトルが勤務時間、休暇等に関する条例になっているから、その勤務時間等について変えるという理解でよろしいんですか。それとも、休暇等の有給休暇の取得や消化の問題もあるんですけども、これらも含むということになるんでしょうか。これについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

この職員の勤務時間、休暇等に関する条例、私の記憶では平成七年頃に大幅に改正されまして、休暇でありますとか、

有給休暇でありますとか、そういったことをこの条例にまとめた時期がございました。これに伴いまして、今回も勤務時間の時間外を定める場合の規則に委ねる部分を、今回追加するものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これは主に藤崎町正職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するという内容だと思うんですけども。全国的にも臨時職員やパート職員が、自治体でも極めて多い比重を占めるようになってきているというのが現状だろうと思いますけれども。正職員に関する規定と、臨時職員、パート職員に対する規定は、藤崎町ではどのような状態になっているのでしょうか。

議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

この提出している条例は、職員の勤務時間に関する条例、これにあわせまして、臨時職員、パート職員、それぞれの要綱を定めて、それぞれの位置にあわせまして勤務時間を決めてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号藤崎町水道法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号工事の請負契約の一部変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

南黒地方福祉事務組合の廃止後について、これは地方公共団体数の減少の組合規約の変更に当たるわけですが、廃止後について、藤崎町としてはどのように対応していくのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。九月の議会で解散の議決をいただき、その後組合のほうでその作業を進めてございます。四月から移譲先である社会福祉法人七峰会が運営を行うこととなっております。

そして、三十一年度以降、構成市町村がどのように関わるのかという部分についての詳細については、まだ示されてございません。三月十八日に構成市町村担当課長会議が開催される予定になってございまして、その際の案件としては、組合解散後の事務処理について、それから剰余金の配分について、この二件について説明があるというふうに予定されてございますが、詳細についてはまだ示されてございません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前十時二十三分

再開 午前十時二十三分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

端的に言えば、解散に賛同できないということです。

民間移譲ではなく、南黒地方福祉事務組合として障害者施設を維持するために残すべきだということで、本案に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号町道路線の変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号町道路線の廃止の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十号平成三十九年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

二十二ページの教育費の小中学校空調設備工事費について二、三伺いたいと思います。

まず、この空調設備工事をすることによって教育環境が良くなるということは全く異論がありませんけれども、この整備をすることに至った経緯、或いは効果について伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えします。

まず、経緯ということではありますが、昨年、全国的に猛暑日や異常気象が続きまして、熱中症による救急搬送の数も増加して、愛知県では小学校一年生の児童が、熱中症によって死亡するという痛ましい事故も発生したことから、国は平成三十年度の第一次補正予算において緊急的な整備が必要な事業といたしまして、児童生徒へ健康被害を及ぼさないよう熱中症対策として、各学校に冷房設備を整備できるような冷房設備対応臨時特例交付金を創設しまして支援することになったものであります。

目的、効果ということではありますが、エアコンの教室への設置につきましては、児童生徒の集中力や学習意欲の改善、また、疾病等による保健室来客数の減少、健康面の改善等の効果が期待されまして、また学校では災害時の要配慮者等の利用も想定されるということから効果は高いと考えまして、また、財政面でも有利であるということ、そして又、児童生徒や地域住民にも効果をもたらすという観点から設置するということになったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

三十年度の補正予算ということで、予算の執行時期が三十一年度に繰り越しになるということですが、工事の時期とか運用開始時期はいつ頃になるか伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

工事予定ということではありますが、まず四月に工事に向けた設計業務の入札、七月には設置工事の入札予定ということではありますが、工事といたしましては夏休み期間の約一ヶ月を見込んでおまして、九月末までの工事期間という予定でございます。ただ、この事業に関しましては、全国的な事業でありまして、多くの県内市町村の設置工事が見込まれると。そのことから、製品の需要が集中的にふえて供給がひっ迫するおそれもあるということから、状況が不透明である可能性があることから、情報収集に努めながら対応するというところでございます。

運用開始予定でございますが、二〇二〇年度からの開始になるものと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今の件についてもう一点、夏場は小中学校が夏休みに入るわけなんですけれども、その期間稼働日数とかランニングコストとか、どのくらい見込んでいるのか。それから、空調設備を運用するときの基準とか今後作っていくのか、その点について伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。実際に稼働する予定日数ということではありますが、基本的には、児童生徒の出校時の七、八、九月の三ヶ月で約四十日間のうち、気温が二十八度を超えた日の一日六時間を見込んでおります。

また、ランニングコストにつきましては、全体で年間百二十万円前後の増額と試算しております。あと、この設備使用に伴う運用基準ということでございますが、教室のエアコン整備の運用につきましては、教室等の環境に関わる温度の基準につきまして、学校保健安全法の第六条第一項に学校保健安全法の第六条第一項に学校環境衛生基準というのが定められておまして、望ましい温度の基準が十七度以上二十八度以下というふうになっております。また、留意事項といたしましては、温熱環境は温度、相対湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすいというものであるから、教室等の環境の維持に当たっては、温度のみでは判断せず、その他の環境条件及び児童生徒の健康状態を観察した上で判断して、衣服による温度調節も含め、適切な措置を講ずるというふうに示されておりますので、これらを含めまして基本的に温度の基準は二十八度を超える日ということで、その他年間を通した運用に関わる基準等につきまして、こちらのほうで示しまして、学校の指導徹底をはかっていきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

十七ページですけれども、貯蓄組合の減額六十二万九千円とありますけれども、予算委員会でも私、質問しましたけれども、この減額の理由は二団体が少なくなったということの減額ですか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○ 税務課長（阿部 悟君）

お答えします。議員のおっしゃるとおりでございまして、二十九年度末で解散の届け出がございまして、三十年度については活動がなかったということから、二団体についての補助金の減額をしたものでございます。以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

私も十七ページの税務総務費のところをお聞きしたいと思います。単位納税貯蓄組合補助金、六十二万九千円程減額になっているんですけども、現状は十二、三箇所というふうに聞いておるんですけども何団体なのか。来年、再来年の見通しについては、どういうふうな見通しを持っているのか。事務担当やる人が大変だから、実際は維持するのも大変ということだと思っておりますけれども、減少の主なる理由はどのように把握していらっしゃるのかお聞きします。

○ 議長（野呂日出男君）

税務課長。

○ 税務課長（阿部 悟君）

お答えします。まず、二十九年度末までにおいては、十六団体ございました。二十九年度末の段階で二団体が解散ということになって届け出したことで今回の減額が発生したわけなんですけど、今年度においても一つの組合から、解散する旨の協議がございまして、新年度においても一団体が減になる予定でございます。

納税組合の組織については、今までも町税についての徴収等で大変お世話になっている団体ですけれども、組合そのものの意識が、口座振替やらコンビニやら、そういったものを利用する若い世代の方が多みたいで、組合に入っている意味があるのかという話もされているみたいで、現状がそういう状況なので解散する協議がなされている組合もござ

います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きしたいんですけれども、納税組合では、町民税、固定資産税、国保の保険料も合わせて徴収している、納税しているんだと思います。その中で、固定資産税の中でここ二、三日、私のところに農家の悲鳴のような声が聞こえてきたんです。それは、固定資産税の中の償却資産税、これを藤崎町はこの地域では先進地ではないかと。これでは農家の人が農業を継ぐのも出来ないようなことじゃないのかと、悲鳴のような声が出ております。

償却資産課税、これは年間ベースでどれくらいの額になっていらっしゃるのか。その辺はどういう内容になっていらっしゃるんでしょうか。納税組合に関わらず全体という意味です。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

お答えします。償却資産についてなんですが、償却資産は固定資産税ということで、土地や家屋のほかに事業用の償却資産についても課税対象となっているというところがございます。藤崎町に限らず県内、県外どこの町村でもそういった対応で課税しているような状況でございますので、藤崎だけということではございません。

三十一年度当初の予算計上しているものでいけば、償却資産の分だけで、だいたい課税標準額で三十八億円程でございます。それについては税率が一・四パーセントということで、税額が試算されるわけなんです、全体で三十年度の当初においては、総数で個人、法人合計で三百六十件程の償却資産の対象になるものがございます。それで、償却資

産にも免税点ということがございますので、百五十万円以下が免税店ということになってございますので、三百六十件のうちの二百四件は免税点以下。それ以外の百五十六件が課税対象になっている現状でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、百五十六件が償却資産の対象になっているという取り扱いをしておるといことなんですけれども、各市町村で、全国どこでもやっているということなんですけれども、町長にお聞きしますけれども、この償却資産課税、違法なことをやっているというふうなことを私は言っているのではないんですけれども、近隣市町村に聞いても藤崎が最も進んでいると。償却資産課税の申告、賦課、そういうふうに言われて事業を継続するのは大変だと。消費税も負担しなけりゃならないし、償却資産も、というような声もあるんですけれども、町長はどういうふう在接受止めているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

納税というのは国民の三大義務のひとつでございまして、国で決めた法に則って、例えば住民税とか県民税とか固定資産税とか国保税とか発生しているところでもございます。とりわけ藤崎が進んでいるというような言い方しておりますけれども、これは全国併給したものと私は解釈しているものでございまして、なんとかご理解していただきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

全国の実態も私も十分把握しているわけではないですけれども、これ実態も他町村等の取り組みなども含めて調査、研究していただくことを要望しておきたいと思います。回答は要りません。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案第六号の採決の際に、私が報告第六号と読みましたので議案第六号に訂正いたします。

日程第十五、議案第十一号平成三十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十二号平成三十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十三号平成三十九年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって委員長報告は省略することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

次に、平成三十一年度各会計予算案の議案第十四号から議案第十九号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し採決いたします。

日程第十九、議案第十四号平成三十一年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成三十一年度予算は、暮らし、福祉、教育、そして町道整備等に役立つ予算ではあります。予算編成に当たった各課、担当者に感謝したいと思います。しかしながら、以下の点から賛成できません。一つは、消費税を八パーセントから十パーセントに増税分を見込んだ予算であり、収入面では地方消費税交付金二億五千万円程になるわけでありましてけれども、この十パーセント増税は町民の暮らしと地域経済に、ひいては日本経済に大きな打撃を与えるものにならざるを得ないというふうな理由からです。

私は、今こそ税の集め方そのものを再考し、考える時代になってきたのではないかと思っております。例えば、証券取引税制の二十パーセントから二十五パーセントへの課税強化だとか、あるいは超富裕層への課税強化、大企業の内部留保への課税、そして巨大IT企業に対する課税強化等、新たな取り組みを国に求めていくことが必要であるという観点から、増税と言えば消費税という課税スタイルではなく、新しい課税スタイルを確立すべきだという点から賛同できません。

二つめは、原子力施設立地対策助成金二千百万円等、青森県の地域振興策ということではなく、原発廃炉と新エネルギーの開発にこそ予算全体を使うべきだということでもあります。

三つめは、南黒地方福祉事務組合を廃止することに賛成できないということでもあります。

以上の理由から、本三十一年度予算に賛成できないということでございます。

○議長（野呂日出男君）

次に原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

平成三十一年度藤崎町一般会計予算可決に賛成するものであります。

普通交付税の減額の中、平成三十年より約五千万円程度減額が見込まれる状況で、優先度、重要度を考慮しながら策定した予算と評価に値すると思えます。

歳入歳出七十一億八千万円の予算の中で具体的政策をあげれば、人口減少の是正、定住促進のための若者移住すまい作り事業、子育て世帯定住促進事業の継続。新規事業としては、定住促進のほかに町の発信、産業発展のための地域おこし協力隊の発足。子育て支援事業では、小中学生の医療費補助の継続、対象学年を六年生まで拡充した学童保育。そして健康対策として、幼児フッ化物塗布事業、また母子健康システムの導入等の内容の充実。社会資本整備事業におい

ては、融雪溝整備事業や町営住宅の改修、そして新規事業を含めた町道改修事業等、町民が安心・安全に生活できる環境づくりに腐心し、また町の将来の発展も見据えた予算と考え、平成三十一年度一般会計予算可決に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十四号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第十四号は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十五号平成三十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十六号平成三十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十七号平成三十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

日程第二十三、議案第十八号平成三十一年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十九号平成三十一年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十六、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成三十一年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十三分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英